○厚生労働省告示第三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十三年一月七日

厚生労働大臣　細川　律夫

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間は、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十三年厚生労働省告示第一号）により指定が変更された医薬品及び薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十三年厚生労働省告示第二号）により指定が変更された医薬品については、それぞれ当該指定に係る告示の適用の日から起算して一年間とする。

○農林水産省告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯南町有間野字上山一五五六から一五九九まで、一五七四、二五八三の一、二五八四、二五九一から二五九四まで、二五九四の一、字切石二五八〇、二五七四・二五七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字相津垣内二五七九、二五八二、二五八二の一、一六四一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町湯谷字ノタ峪一二〇の一、一二三、一二三の一、字中坪一二四から一二六まで、一五三の一、一五四、一五五の一、一五六、一五八から一六〇まで、字シユケ二二九、二三一から二三五まで、二四〇、二四一、飛鳥町大又字横山一二七八の二、一二七八の四、一二七八の五、一二八七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町寺谷字桑谷一四二五の一、有馬町字カツラギ二六三六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯南町有間野字小譲り葉一八六一・一八六二・一八六六・一八七八・一九〇四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一八六一の一、一八六三から一八六五まで、一八六九から一八七一まで、一八七五、一八七五の一、一八七五の二、一八七六、一八七七、一八八〇、一八八〇の二、一八八一から一八八三まで、一八八三の一、一八八四、一八九一、一八九三、一八九五から一八九七まで、一八九七の一、一八九八、一八九八の一、一八九九から一九〇一まで、一九〇一の一、一九〇一の二、一九〇二、一九〇五、一九〇五の一、一九〇六、一九〇八から一九一二まで、一九一四、一九一六、一九一七、字子ぶさこ一九一八、一九一九、一九一九の一、一九二〇、一九二〇の一、一九二一、一九二三から一九二五まで、一九二五の一、一九二七、一九二八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町小森字大タワ四一四、四一六から四一八まで、四六九、字岡楠根四一五、字大坪四一九、四二〇、四六六、四六八、字渡し樋い四六七、四七〇、四七一、字東谷四七二から四七四まで、四七六、四七七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町小又字平松五七三の一、五七四の一、五七三の二・五七三の三・五七四の二・五七四の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字兼吹五八一の一、五八一の二・五八一の三・字柚木五八二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五八二の二、五八二の三、字中ノ山六〇五

二　指定の目的　水源のかん養